

製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金 Q & A

補助金の制度に関するQ&A

No.	ご質問	回答
1	補助金の趣旨は。	茅野市では、新型コロナウイルス感染症の影響下における原油価格・物価高騰等に直面する市内製造業の事業継続を支援するために、燃料、原材料等の使用量削減、再利用、代替等に資する省エネルギー・高効率化機器または再生可能エネルギーを導入する設備等の購入または更新に要する経費の一部を予算の範囲内で補助します。
2	補助対象者を教えてください。	次の①②すべてに該当する事業者 ①中小企業法第2条第1項に該当するもので、日本標準産業分類に定める分類表のうち、次のいずれかに該当する者 ア 製造業を主たる事業として営む者 イ ア以外の事業を主たる事業として営む者が製造業を行う場合であって事業継続上、支援する必要があると市長が認める者 ②市内に本社または製造業を営む事業所を有する者 ※次のいずれかに該当する者は、補助対象外となります。 (1) 補助金交付後5年間、市が行う使用電力量、燃料消費量等のエネルギーに関するアンケート調査に協力することを約さない者 (2) 補助金交付から5年以内に廃業、事業停止、事業譲渡等の予定がある者 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員
3	対象とならない事例を教えてください。	①申請者が中小企業に該当しない大企業 ②申請者が中小企業基本法の対象とならない宗教法人、学校法人、NPO、一般社団法人等
4	具体事例を教えてください。	①空調設備、照明設備、ボイラー・給湯設備、冷凍冷蔵設備、変圧器、産業用動力、コージェネレーションシステムその他製造業の事業活動に必要な設備等 ・燃料、原材料等の使用量削減、高効率化等の程度が概ね5%以上のもの ・二酸化炭素排出量の削減及び環境負荷の改善が認められるもの ②電気自動車及び電気自動車用充電器 ・新車で購入するもの ・電気自動車用充電器は電気自動車とともに購入するものが対象 ③再生可能エネルギー設備 ・太陽光発電設備は建物の屋根等に設置するもの (全量自ら消費するものとし、売電等他の者に供給されるものは対象外) ④蓄電池 ・太陽光発電設備等で発電した電力を、全量自ら消費するために蓄電するもの
5	対象にならない経費を教えてください。	・消費税及び地方消費税相当額 ・汎用性の高い事務用品 (パソコン、プリンター等) ・事業所外に容易に持ち出せるもの ・中古品、リース・レンタル品であるもの ・国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業または受けた事業に係る経費 ・用地または建物の取得または賃貸に要する経費 ・交換に伴わない既存の設備等の撤去に係る経費 ・既存の設備等の廃棄に要する経費 ・居住用または賃貸用等、製造業用に直接関連がないと認められる設備等に係る経費 ・人件費、機器使用料、通信料、リース・レンタル料、各種保証・保険料、光熱水費、租税公課、各種手数料その他維持設備等の使用または維持管理に要する経費 ・補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われ、その区別が困難である経費 ・設備等の購入先が申請者の親会社、子会社、関連会社その他実質的に同一の経営体とみなされる事業者を支払われる経費 ・補助金交付申請前に事業着手し、購入または更新等を行った経費
6	申請期限を教えてください。	令和5年1月31日までとなります。 ただし、申請受付は先着順とし、予算が終了次第、申請受付を終了します。
7	補助金は複数回受けることができますか。	補助金の交付は1事業者あたり1回限りです。

製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金 Q & A

補助金の制度に関するQ&A

No.	ご質問	回答
8	既に事業着手（設備購入）していますが、申請できますか。	本事業は必ず事業着手前（設備等の購入または更新等を行う前の事業計画段階）において、補助金交付申請を行ってください。申請前に設備等を購入または更新等を行った場合は、補助対象になりません。
9	事業計画書の「工事等予定期間」にはいつまでの期間を記入すればよいですか。	予定期間は、設置予定日もしくは支払い予定日のいずれか遅い日付までを期間として記入してください（令和5年2月末までに購入・設置・支払い完了となる計画が対象となります）。
10	設備等の導入・設置は令和5年2月以前ですが、支払いは令和5年3月以降の場合は、補助金は交付されますか。	支払い日が令和5年2月末まででなければ事業完了となりません。納入が予定より遅れ、支払いが3月以降となった場合、交付決定を受けていても、規定の期間内に事業が完了していないことから、補助金を交付することはできません（交付決定の取消しとなります）ので、ご注意ください。
11	令和5年2月中に支払は完了しているが、設備等の導入・設置が令和5年3月以降になる場合は、補助金は交付されますか。	上記の回答と同様に、規定期間内（令和5年2月末まで）に事業を完了する必要がありますので、令和5年3月以降に設備等の導入・設置する場合、補助金を交付することはできません。
12	市内と市外に事業所が複数ありますが、市外事業所に導入した設備も対象になりますか。	市内の事業所に導入した設備のみ対象となります。
13	「法人登記簿謄本、定款等、製造業を営んでいることを明らかにする書類」とありますが、何を提出すればよいですか。	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、定款、会社案内、パンフレット等、市内で製造業を営んでいることが分かる書類を提出してください。
14	申請書を書き間違えた場合はどうすればよいですか。	書類を訂正する場合は、修正液・修正テープで修正せず、二重線のうえ訂正印を押印していただくか、書き直してください。 申請書に押印は不要ですが、訂正印を押印する場合は、申請者本人が訂正したことを確認できるよう申請者名のところにも同じもので押印してください。
15	「その他市長が必要と認める書類」は何がありますか。	「その他市長が必要と認める書類」とは、補助金申請時に市が必要と判断した場合、指定書類をご提出いただくこととなります。

製造業燃料価格等高騰対策設備投資補助金 Q & A

補助対象設備に関するQ&A

No.	ご質問	回答
1	どのような製造業の事業活動に必要な設備が補助対象となりますか。	製造業の事業継続上必要な設備等であり、事業所内の既存の設備等と比較して、燃料、原材料等の使用量削減、高効率化等の程度が概ね5%以上のものに限りま す。単に設備を新增設するような場合は対象となりません（例えば空調等の設置台 数を増やす、生産量を増やすための増設など、それにより使用電力量・燃料・原材料 等も増加するような場合、燃料・原材料等の削減や再エネ導入等による価格等高騰 対策の本事業趣旨に合致しません）。
2	設備の搬入・設置・工事等の費用は補助対象になりますか。	設備の購入に係る本体及び附属品の購入費、搬入、設置、工事、設計、調整、試 運転等に要する費用は対象となります。 ただし、既存の設備等の廃棄や処分に関する経費は対象となりません。
3	新規に空調設備を設置する場合、補助対象になりますか。	単なる新規及び増設の設備導入は対象外となりますが、既存の他の空調設備等も 含めて、年間におけるCO2排出量または光熱費等が5%以上削減できる場合は対 象となります。 （例）新たに省エネエアコンを設置するが、冬場は使用していた石油ストーブ等からエ アコンに変更することで、年間のCO2排出量は5%以上削減できる等。
4	国や県から補助を受けたまたは受ける予定がある場合、対象となりますか。	国や県等の補助金を受けた、また受ける予定がある場合は、対象となりません。 ただし、電気自動車取得に対して国の補助金を受けた場合、自動車本体は本補助 金の対象外となりますが、自動車と共に購入し国の補助金を受けていない自動車用 充電器を本補助金の対象とすることはできます。
5	購入の際に値引きがあった場合はどう計算しますか。	値引きを差し引いて消費税抜金額を計算してください。 また、対象経費以外購入値引きがあった場合は、対象経費分の割引額を按分し て消費税抜き金額を計算してください。
6	中古品、リース品等は対象になりますか。	中古品、リース・レンタル品は対象となりません。新たに購入し、申請事業者自ら所有 するもののみ対象となります。
7	工場だけでなく、事務所、更衣室への導入も対象となりますか。	事業者における事業継続上必要となる原油価格・物価高騰等に対する支援のた め、事業活動に直接付随する更衣室・事務室等も含めた事業所内に設置する設備 等を対象とします。 ただし、住居用または賃貸用等、製造業以外の用途と併用しているとみなされる設備 等、専ら福利厚生目的となる設備等や社員寮の設備等は対象となりません。
8	使用量削減、高効率化等の算出根拠が分かる書類とは何を提出すればよいですか。	導入予定設備における消費電力等が分かる製品カタログ・仕様書・設計図面等 （交換を伴う場合は、既存設備における仕様書等も併せて）を提出してください。
9	使用量削減、高効率化等の算出はどのように計算すればよいですか。	既存設備と導入予定設備のカタログ・仕様書等に記載されている消費電力等により 導入前後の削減率を算出します。 （例）電力量削減の場合 {既存のエネルギー使用量(kWh) - 導入予定のエネルギー使用量(kWh)} / 既 存のエネルギー使用量(kWh) × 100 (%)
10	LED照明の導入は対象となりますか。	LED照明の導入に要する経費は対象となります。